

三次市教育委員会議案第 5 0 号

三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令案を次のように提案する。

平成 2 2 年 3 月 3 0 日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令（案）

三次市立学校の校長に対する事務委任規程（平成 1 6 年三次市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

八幡小学校屋外運動場照明施設
宇賀小学校屋外運動場照明施設

」を

「

八幡小学校屋外運動場照明施設

」改める。

附 則

この訓令は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。